

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	預金保険法第 102 条第 1 項第 1 号に基づく資本注入にかかる資本の増加の際の登録免許税の軽減措置の延長及び株式移転の際の登録免許税の軽減措置の追加		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	<p>預金保険法第 102 条第 1 項第 1 号（以下「1号措置」とする。）の規定による資本増強を行った際の増資の登記に係る登録免許税率を「1000 分の 3.5」とする現行の租税特別措置法第 80 条第 2 項の措置を「当分の間」延長すること。 また、1号措置の規定による資本増強とともに株式移転を行って銀行持株会社を設立した際の株式会社の設立の登記に係る登録免許税の税率を「1000 分の 3.5」とすること。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 預金保険法第 102 条の規定の各措置は、我が国又は金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときに、内閣総理大臣が開催する金融危機対応会議の議を経て当該措置を講ずる必要がある旨の認定を行い実施するものであり、これによって、預金者保護及び信用秩序の維持を図ることを目的とするものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 1号措置による金融機関の資本の増強は、個別金融機関の救済措置ではなく、増加した資本を原資として当該金融機関が提出する経営の健全化のための計画が履行されることによって、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持を図ろうとするものである。このため、資本増加の登記に係る登録免許税を軽減し、当該金融機関の計画履行のための財産的基盤を確保する必要がある。</p> <p>また1号措置による金融機関の資本の増強においては、資本の増強とともに株式交換を行うこと、株式移転によって銀行持株会社を設立することも認めているところ、株式会社の設立の登記については登録免許税の軽減措置が講じられていない。このため、預金者保護・信用秩序の維持を図るため、株式移転についても株式交換による場合と同様に税制上の手当てを講じることが適切であり、株式交換の際の資本増加の登記に係る登録免許税と同様に軽減する必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 金融システムの安定が確保されていること
		政策の達成目標	預金者保護及び信用秩序の維持を図ることを目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	当分の間
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の達成状況	平成16年度税制改正において本要望が認められて以降、1号措置の適用を受けた金融機関がないため、預金者保護及び信用秩序の維持は図られている。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	なし
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	1号措置による金融機関の資本の増強は、我が国又は金融機関が業務を行っている地域の信用秩序に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときに実施される必要不可欠な制度であり、本措置は預金者保護及び信用秩序の維持を図ることができるものと見込まれる。 また、株式移転による銀行持株会社の設立についても、株式交換の際の資本増加の登記と同様に軽減措置を講じることで、公的資金をより有効に活用することができる資本増強が可能となり、もって預金者保護及び信用秩序の維持を図ることができるものと見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>資本増加に係る登録免許税を軽減し、当該金融機関の負担を減少させることは、当該金融機関の経営の健全化を通じ、預金者保護及び信用秩序の維持に寄与するため、本要望は施策の円滑な実施に資する適正な要望であると考えます。 また、株式移転による銀行持株会社の設立についても、株式交換の際の資本増加の登記と同様に軽減措置を講じることが適切であり、妥当であると考えます。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>平成 16 年度税制改正において本要望が認められて以降、1号措置の適用を受けた金融機関はないため、本軽減措置の適用実績はない。</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>平成 16 年度税制改正において本要望が認められて以降、1号措置の適用を受けた金融機関はなく、効果を測定するのは困難である。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>預金者保護及び信用秩序の維持を図ることを目標とする。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 16 年度税制改正において本要望が認められて以降、1号措置の適用を受けた金融機関がないため、預金者保護及び信用秩序の維持は図られている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 16 年度税制改正において創設（新設）され、20 年度税制改正において 2 年間（22 年 3 月 31 日まで）の延長が認められた。 その後、22 年度税制改正において 2 年間（24 年 3 月 31 日まで）の延長が認められた。 なお、資本の増強とともに株式移転によって銀行持株会社を設立した際の登録免許税の軽減措置の追加については新規要望。</p>